

(事務連絡)

令和3年3月19日

各位

沼田市役所健康福祉部介護高齢課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その6）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和3年1月22日事務連絡）において、更新申請に係るすべての被保険者の認定有効期間を最大12か月まで延長する取扱いについてお伝えしたところです。

このたび、当該取扱いを変更し、要介護（要支援）認定の有効期間延長について、認定調査に係る面会が困難な場合等において、被保険者からの申し出により、適用することといたします。

つきましては、今後の取扱いを下記のとおりといたしますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国の取扱い方針の変更や新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、必要に応じて変更する場合がありますので、ご承知おきください。

記

更新申請について

申請日が令和3年4月1日以降の更新申請については、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、認定調査に係る面会が困難な場合において、被保険者からの申し出により、要介護（要支援）認定の有効期間を12か月延長します。ただし、現在の認定有効期間が12か月未満の場合は6か月の延長とします。

要介護（要支援）認定申請は従来どおり行い、申し出につきましては、別紙「要介護・要支援認定の有効期間延長同意書」を併せてご提出ください。また、原則として、郵送による申請をお願いします。後日、新たな有効期間を記載した介護保険被保険者証を送付いたします。

「要介護・要支援認定の有効期間延長同意書」は、市のホームページに掲載しております。

※申し出がない場合は、従来どおり認定調査を実施いたします。

担当
沼田市健康福祉部介護高齢課
介護保険係 関谷・藤井
電話：0278(23)2111 内線 3147